

社会福祉法人師勝福祉会理事会議事録

1 開催日時

平成29年5月25日（木）午前10時

2 開催場所

セルフしかつ 会議室

3 出席者

理事長 大口正文

理事 伊藤一雄、野津久子、岩越久夫、柴田忠利、清水孝司（施設長）

欠席理事 なし

出席監事名 青山喜代一、赤堀 晋

事務局 後藤俊明、牧野良紀

4 審議事項

第28号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業報告について

第29号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支決算について

第30号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について

5 定足数

理事定数6人中6人の出席。社会福祉法人師勝福祉会定款第30条第2項の規定により過半数が出席しており、この理事会は成立した。

6 議事の顛末

○あいさつ

理事長あいさつ

○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第30条第1項の規定により、大口正文理事長が議長となった。

○議事録署名者選出

議事録署名者の選出に当たり、定款第31条第2項の規定により、大口正文理事長と青山喜代一監事・赤堀 晋監事が指名された。

○議 事

議 長 「第28号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業報告について」、「第29号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支決算について」は関連がありますので、一括して諮ります。

内容については、まず施設長から説明をお願いします。

施設長 「第28号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会定款第36条第1項の規定に基づき、平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について、別紙のとおり理事会の承認を求めます。

平成29年5月25日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

第1 概況

ここ十数年で、障害福祉を取り巻く環境は、社会生活とともに地域生活の上でも大きく変化しており、当法人「セルフしかつ」においては、その変化をまともに受け、厳しい施設運営が続いていましたが、最大42人の利用者数が一時23人まで減少した利用者数も、平成23年度から徐々に増員し始め、平成28年度末現在においては利用者数が33人となり、平成29年度以降も着実に利用者数の増員が見込まれるようになりました。

このことは、つまり、事業経営の安定化に繋がっていくものといえますが、今後も、国の福祉施策に係る財政事情や社会情勢の変化などから、新たな課題に的確に対応する必要があります。

その課題の一つとして、平成29年4月1日に全面的に施行された改正社会福祉法による社会福祉法人の制度改革に伴い、当該社会福祉法人にあつては、

- ① 経営組織のガバナンスの強化
- ② 事業運営の透明性の確保
- ③ 財務規律の強化

が求められているところです。

このような観点から、当法人の経営は、基本方針を踏まえながら中・長期計画を見据え、経営基盤の強化を図りつつ、経営組織を見直すとともに、事業経営の透明性を積極的に確保し、適正かつ公正な支出管理を目指しました。

そして、利用者から求められる福祉サービスをより良質かつ効果的に提供するとともに、職員の資質向上及び専門性の確立を図りました。

こうした状況を踏まえ、平成28年度は、次のとおり事業を実施しました。

1 経営組織の見直し

改正社会福祉法による社会福祉法人の制度改革に伴い、

- ① 定款変更
- ② 評議員選任・解任委員会の設置
- ③ 新評議員の選任
- ④ 諸規程の改正 など、順次、経営組織の見直しを行いました。

2 経営基盤の強化

平成28年度は、利用者数が2人増員して35人のスタートとなりましたが、年度途中で2名の利用者が退所して、33人となりました。しかしながら、障害支援区分が年度途中で上がった利用者が相当数あり、決算額による前年度比14.35%増の介護給付費収入となりました。

生産活動事業収入にあっては、自主製品の確保と利用者工賃の向上を目指し、平成28年度から、「セルフしかつ」の営業日で、祝日や特別な日を除いて、毎日「ふれあい喫茶」を営業することにより、利用者工賃の増額に大きく寄与しました。

3 事業運営の透明性の確保

社会福祉法人が備える公益性や非営利性という観点から、広く事業活動等を公開することにより、障害を持っている利用者が社会の一員として果たしている姿を一人でも多くの住民の方に知ってもらうため、当法人の決算状況や理事会・評議員会の開催状況のほか、随時、「セルフしかつ」の活動状況を公表しています。

4 より良質かつ効果的な福祉サービスの提供

利用者及びその保護者から寄せられる意見・要望に耳を傾け、その意見・要望を少しでも事業運営に反映できるよう取り組むとともに、個別支援計画の作成・実施・評価等の一環として、日々の業務終了後に行う「セルフしかつ」における利用者の生活状況を確認する中で、その都度、報告・連絡・相談し情報を共有しながら一人ひとりの個性に併せたサービスを提供しています。

そして、事業所の適正な運営と利用者及びその家族との信頼関係を確保するため、常に利用者の家族との連携を図りながら事業の運営に取り組んでいます。

5 職員の資質向上及び専門性の確立

職員にあっては、種々の打合せや会議を通じた取組み、外部研修などへ積極的に参加するとともに、市内の生活介護サービス事業所との交流・合同勉強会を通じて情報交換を行うことにより、お互いに切磋琢磨して職員の資質向上・専門性を確立する環境を整えました。

併せて、職員に係る就業関係の規則を見直すことにより、労働環境の適正化を図るとともに、職員の処遇改善に繋がる見直しを行いました。

第2 サービス区分別実施状況

「1 社会福祉法人師勝福祉会（法人本部）理事会・評議員会等開催状況」については、平成28年度に開催した「理事会」「評議員会」の開催状況及び改正社会福祉法による社会福祉法人の制度改革に伴い、新しい評議員を選任するための「評議員選任・解任委員会」の開催状況を記載しました。

「2 セルフしかつ生活介護事業実施状況」ですが、「利用者・契約者数」の

推移として、昨年度4月1日時点では、35人の利用者でスタートしましたが、7月及び10月に、家庭の事情により市外のグループホームへの入居及び就労継続支援施設への移動により、2人の利用者が退所し、本年2月末で33人となりました。しかしながら、この春、特別支援学校を卒業された2の方が、卒業式の後、利用開始があり、3月末の時点で、施設利用者は35人となっています。

「オ 介護給付費収入」ですが、毎月、概ね480万円程の支給があり、前年度比14.35%の増額となりました。

「(2) 支援・援助」ですが、生産活動として、「請負作業」「自主製品」「受託事業」に区分して、各種作業を掲載しました。

「利用実績」として、「開所日数」は、平日・祝日を合わせて、258日開所しました。

利用者の「延利用人数」は、平日が延7,503人、祝日が延247人で、年間延7,750人、1日当たり30.04人の利用となりました。

「利用率」は、平日の年間利用率が91.0%、祝日の利用率が48.5%で、合わせて年間利用率88.5%でした。

利用者の「工賃」は、年間賞与を含めて、1人当たり毎月平均9,818円の工賃となりました。

因みに平成27年度は、7,937円でしたので、前年度比1,881円、23.70%の大幅な増額となりました。

「イ 創作活動」については、「園芸活動」「療育活動」に取り組んだところ です。

「行事」については、事業計画どおりに進められましたが、3月の「航空自衛隊小牧基地オープンベース招待」について、障害者とその家族を対象に、航空ショー本番の前日である土曜日に特別に招待していただきましたので、師勝福祉会後援会事業として参加させていただきました。

「(4) 職員研修」については、昨年度、職員研修計画を策定したところですが、まず内部研修として、職務に精通した職員が講師となり、生活支援員として必要な知識・技能を学ぶ場を実施した他、一般研修として、にしはるひまわり作業所・あかつき共同作業所との合同で、勉強会を実施しました。

行政、関係機関等が実施する研修会、所謂、外部研修へも積極的に参加したところ です。

「(5) 施設・設備の整備状況」については、事務室関係の「LED灯交換工事」を施工し、電気代の節減を図るとともに、将来の事務運営費の削減を図りました。

便座取換え工事は、男女トイレ・厨房用トイレに1か所ずつ、ウォシュレッ

トが付いた便座へ交換し、利用者自ら後始末ができるよう支援を行うとともに、衛生面の向上を図りました。

また、ここ数年、水道の漏水に悩んでいましたが、水道代は言うまでもなく、施設の長期安全維持・保全を鑑み、漏水個所を特定して漏水個所を修繕すべく、漏水調査を実施しました。

「(6) 主な奉仕の受入れ状況」については、「ボランティアグループ虹」の皆様に、毎月2回の作業の手伝いや、セルフしかつ祭・芋煮会・社会見学等に協力をいただいたとともに、「北名古屋女性の会」、オカリナ演奏をしていただく「レインボーポッポ」など、ボランティア連絡協議会を通じて、多くの皆様に協力をいただきました。

「3 日中一時支援事業実施状況」については、「利用実績」として、「1時間30分～3時間」の区分は、セルフしかつの作業終了後の午後4時から5時30分まで、セルフしかつの利用者を対象に、月・水・金曜日を中心に受入れ、「3時間～5時間」「5時間～」の区分は、養護学校等中・高生の受入れとなります。

年間合計で、「1時間30分～3時間」が1, 135件、「3時間～5時間」が1件、「5時間～」が217件となり、合計で1, 353件の受入れをしました。

平成29年度以降も着実に利用者数の増員が見込まれるのも、この日中一時支援事業が、高等学校等を卒業した後の施設の利用・通所に繋がり、その成果として表れてきていると考えております。

それ故、今後も、積極的に「日中一時」の利用者を受け入れたいと考えております。

以上です。

事務局 「第29号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会定款第36条第1項の規定に基づき、平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について、別紙のとおり理事会の認定に附する。

平成29年5月25日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

まず、第一号第一様式「資金収支計算書」です。

この第一号第一様式は、法人全体の資金の動きが分かるものとなっています。

大区分での表記となりますので、第一号第四様式「拠点区分資金収支計算書」で説明します。

第一号第四様式は、拠点区分における資金の動きが分かるものです。数字の大きなものを中心に説明します。

「介護給付費収入」は、予算額5,598万8,000円に対し、決算額5,757万2,342円でした。

① 利用率が見込みより多かったこと、② 年度末の3月途中から入所した利用者があったことが主な要因です。

なお、第二号第四様式「拠点区分事業活動計算書」「介護給付費収益」は、前年度比722万4,583円の増収となっており、利用者が年度途中で2人減員になったにもかかわらず、14.35%の増収となっていますが、先程の二つの要因に加えて、障害支援区分が年度途中で上がった利用者が相当数あったことが大きな要因です。

次いで、「受託事業収入」については、予算額471万9,000円に対して、決算額が507万3,320円です。

これは、セルフしかつ利用者のセルフしかつの作業終了後、5時30分までの1時間30分の利用が、1割ほど増加したことが要因です。

「生産活動事業収入」については、予算額770万円に対して、決算額が803万9,549円でした。

「拠点区分事業活動計算書」「収益」の「生産活動事業収益」を見ていただくと、前年度比107万7,893円、15.48%の増収となりました。

主な要因として、「ふれあい喫茶」が前年度比63万3,950円の3.25倍、その他シンク化学工業が前年度比8万400円の3.9倍、大栄紙業、段ボールの屑捨てですが、11万6,653円の59.46%、名刺印刷が7万9,530円の29.88%と、それぞれ増収になりました。

従いまして、「事業活動収入計(1)」は、予算額7,805万7,000円に対して、決算額が8,061万6,369円となり、255万9,369円の増額となりました。

「拠点区分事業活動計算書」「サービス活動収益計」は、前年度比1,039万2,838円、15.09%の増収となりました。

続いて、支出ですが、「人件費支出」「職員給料支出」は、3,452万6,000円の予算額に対して、決算額は3,352万3,801円で、100万2,199円の執行残でした。

大きな要因として、「時間外手当」として、予算額157万3,000円を計上しましたが、見込みよりも大幅に時間外勤務が少なかったため、決算額62万9,180円で、94万3,820円が執行残となったものです。

「拠点区分事業活動計算書」「費用」「人件費」の「時間外手当」を見ていただくと、前年度比5,614円の増額で、結果的に昨年度並みの時間外手当となりました。

次いで、「事業費支出」ですが、予算額724万5,000円に対して、決算

額が672万4,377円。52万623円の執行残となりました。

「水道光熱費支出」や「車両費支出」によるガソリン代の節約によるものです。

次いで、「事務費支出」ですが、予算額789万1,000円に対して、決算額が678万7,657円で、110万3,343円の執行残となりました。

主な要因として、「修繕費支出」において、水道管漏水に伴う漏水調査及び漏水工事の費用として80万円を見込みましたが、結果として、大きな漏水箇所はなく、トイレの大便器フロートタンク内排水弁の部品交換のみの修繕費で済み、漏水調査と合わせて15万円程度の執行額となり、65万円程が執行残となったものです。

「生産活動事業支出」については、予算額770万円に対し、764万8,277円の決算額です。

「事業活動支出計(2)」は、予算額7,728万5,000円に対して、決算額7,429万6,859円で、298万8,141円の執行残となるものです。

「事業活動資金収支差額(3)」は、631万9,510円です。

「施設整備等による収支」「その他の活動による収支」については、予算どおり執行しました。

次に、第二号第一様式「事業活動計算書」をお願いします。

この様式は、法人全体の事業活動の成果が記載されており、事業活動を行った結果の損益の状況を反映した計算書となります。

「資金収支計算書」には計上されていませんでした「減価償却費」「引当金」の繰入・戻入、「国庫補助金等特別積立金」の取崩額・積立額などが計上されています。

また、「資金収支計算書」では「事業活動による収支」「施設整備等による収支」「その他の活動による収支」と区分されていたものが、「サービス活動増減の部」「サービス活動外増減の部」「特別増減の部」「繰越活動増減差額の部」と区分されています。

「サービス活動増減の部」「収益」「サービス活動収益計(1)」の決算額は、7,925万1,641円。「サービス活動費用計(2)」の決算額は、7,760万5,644円で、「サービス活動増減差額(3)」は、164万5,997円となりました。

「サービス活動外増減の部」の「収益」「サービス活動外収益計(4)」の決算額は、136万4,728円。「サービス活動外費用計(5)」の決算額は73万8,230円で、「サービス活動外増減差額(6)」は、62万6,498円です。

それぞれの増減差額を合計した「経常増減差額(7)」は、227万2,495

円です。

「特別増減の部」の「収益」「施設整備等補助金収益」「特別収益計(8)」は、207万7,000円。「費用」「基本金組入額」は、これまでの後援会からの寄附金1,416万6,775円を第1号基本金に組み入れました。

従いまして、「特別費用計(9)」は、1,416万6,775円となり、「特別増減差額(10)」は、△1,208万9,775円となります。

「経常増減差額(7)」に「特別増減差額(10)」を合わせた「当期活動増減差額(11)」が△981万7,280円となり、「前期繰越活動増減差額(12)」を加えた「当期末繰越活動増減差額(13)」9,584万1,487円から「備品等購入積立資産積立額」である「その他の積立金取崩額(15)」66万円を加え、「償還資金自己財源積立額」である「その他の積立金積立額」141万5千円を差し引いた「次期繰越活動収支差額(17)」は、9,508万6,487円となります。

以上です。

議長 ここで監事の方から監査報告をお願いします。

監事 (監査報告)

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

柴田理事 「第28号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」の「生産活動事業収入決算額」のダンボール回収業務は、前年度の決算額と10円単位まで全く同じ金額になっているが、これはどういうことか。

事務局 ダンボール回収業務については、北名古屋市環境課と委託業務契約を結んでおり、前年度と同額での契約、所謂、据置きであったため、全く同じ決算額となりました。

柴田理事 五条の里では、ダンボールの回収をセルフしかつなどをお願いしているが、その収入はどこに含まれているか。

施設長 その収入は、「大栄紙業」に含まれています。市の委託業務契約以外の地域からのダンボールやセルフしかつの生産活動で出る資源ゴミ等、セルフしかつ独自の収集業務です。

議長 他に質問はないようですので、採決に入ります。

まず「第28号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第28号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」は、原案のとおり承認されました。

次に「第29号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収

支決算について」承認いただきましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第29号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について」は、原案のとおり認定されました。

次に、「第30号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第30号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について」説明します。

指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年5月25日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 セルフしかつで就業する職員の員数を現状に併せた員数に改めるとともに、法令遵守の規定を加えることにより業務管理体制の整備を義務付けるためです。

この一部改正案は、セルフしかつの職員の員数を、常勤換算をした上で、現状に併せた員数に改めるとともに、所謂「障害者総合支援法」第51条の2第1項の規定に基づき、法令遵守に関する業務管理体制の整備を義務付け、併せて、条文の整備を行うものです。

なお、法令遵守に関する運営規程は、この理事会後、できるだけ早い時期に整備したいと考えております。

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）の員数は、常勤換算の考え方にに基づき、第1項第1号及び第2号中「常勤」を「常勤専従」に、第3号及び第4号中「非常勤」を「非常勤専従」に改め、第5号中「5.5人」の生活支援員の員数を「常勤専従9人・常勤兼務2人・非常勤専従1人」に改め、「常勤兼務2人」は常勤換算して1人。合わせて11人に改めるものです。

第5号中事務職員の「常勤2人」を「常勤兼務2人」とし、常勤換算して1人に改めるものです。

第20条として、「法令遵守」の条文を新たに加え、業務管理体制の整備を義務付けるものです。

附則として、この規程は、平成29年5月25日から施行し、改正後の運営規程第4条第1項の規程は、平成29年4月1日から適用するものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

赤堀監事 「非常勤専従」というのは、どういう体系の職員か。

事務局 常勤職員とは、就業規則で定められている1日8時間の勤務をする者で、それ以外の職員を非常勤職員と定義しています。現状では、非常勤専従という形で、生活支援員として雇用していますが、今後、例えば、生活支援員と事務員あるいは生活支援員と看護職員など、8時間未満の6時間や7時間の勤務時間の中で他の職種を兼務することがあれば、「非常勤兼務」という形もあるかもしれません。

議長 他に質問はないようですので、採決に入ります。

「第30号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第30号議案 指定障害福祉サービス事業所セルフしかつ運営規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、「その他」の「協議事項」へ移ります。

まず、「(1) 定時評議員会の議案について」施設長から説明をお願いします。

施設長 6月27日（火）の「定時評議員会次第（案）」をご覧ください。

今回、協議事項として、「定時評議員会の議案について」挙げたのは、新定款第13条に、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」旨、定められているからです。

評議員会の決議事項であります新定款第11条第5号「計算書類及び財産目録の承認に関すること。」及び第36条第2項の規定には、「事業報告」については評議員会へ報告し、「貸借対照表」「収支計算書」等及び「財産目録」については評議員会の承認を受ける旨、定められています。

従いまして、その規定に基づき、本日の理事会で承認いただきました「平成28年度社会福祉事業報告について」及び「平成28年度社会福祉事業収支決算について」を議案として定時評議員会へ提案したいと考えています。

そして、現在の理事及び監事の任期ですが、平成28年度決算に伴う定時評議員会の日。つまり、6月27日までで、その定時評議員会において、その日から概ね2年間を任期として、新しい理事及び監事を選任していただく予定です。

従いまして、「定時評議員会次第（案）」にあるとおり、決算の関連及び人事案件、合わせて10議案を、6月27日（火）午後1時30分、定時評議員会として、理事長により招集したいと思っています。

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

理事 …

議長 質問はないようですので、異議がなければ、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議長 全員異議なしと認め、この案に沿って、定時評議員会を招集します。

次に、「社会福祉法人師勝福社会社会福祉充実計画（案）について」施設長から説明をお願いします。

施設長 「社会福祉法人師勝福社会社会福祉充実計画について」説明します。

今回、協議事項として、「社会福祉充実計画」について挙げたのは、この「社会福祉充実計画」は、定時評議員会において新たに選任していただいた新しい理事会が提案するものです。

ということは、定時評議員会終了後に新理事会を開き、新しい理事長を選定した後、再び評議員会へ議案として提案するという流れとなります。

本来なら、理事会後、1週間以上空けて評議員会を招集するのが筋ですが、日程調整の都合もあり、できれば1日で全ての日程を進めていきたいと考えています。

という訳で、当日は、通常の日程で説明し審議していただいて、採決をしていただくという時間が余らないため、本日、「協議事項」という形で、新理事会後に開催する予定の評議員会の議案をあらかじめ説明させていただきたいと考えているところです。

それでは、「社会福祉法人師勝福社会社会福祉充実計画について」説明いたします。

この議案は、定款第28条第1号の規定に基づき、別紙のとおり理事会の承認を求めるものです。

改正社会福祉法第55条の2、その規定に基づく社会福祉法人師勝福社会経理規程第78条の規定に基づき、平成28年度決算をもって、平成29年3月31日を基準として、まず「社会福祉充実残額」を算出します。

そして、「社会福祉充実残額」を算出した場合には、5年間の計画期間による「社会福祉充実計画」を作成し、これを所轄庁である北名古屋市へ提出して、その承認を受けなければならないこととなりました。

当法人においては、平成28年度決算の結果、「社会福祉充実残額」を算出することとなったため、「社会福祉充実計画」を作成するものです。

それでは、まず、厚生労働省が指定する「社会福祉充実残額」の算出表ですが、平成28年度決算に基づき、所定の決算額を入力し算出された「社会福祉充実残額」は8,904万4,660円となるものです。

これは、「控除対象財産（B）」の「3 再生産に必要な財産」及び「必要な運転資金」を見ていただくと分かりますが、「再生産」、所謂、この施設を建て

替える費用が計算されていないためです。

何故かといいますと、「セルフしかつ」の施設は、元々、国・県・旧師勝町の補助金等で建設され、運転資金も旧師勝町の財源であり、当然ですが、師勝福祉会の自己財源では設置されていない。そのため、「控除対象財産」には反映されないという仕組み・算式となっているからです。

ただし、「5 計算の特例」により、「4 必要な運転資金」＜事業活動による収支＞のうち「事業活動支出計」、平成28年度決算額ですが、7,429万6,859円が控除できるという算式になっているため、最終的に、8,904万4,660円という「残額」となるものです。

さて、この算式に基づいて算出された8,904万4,660円を、今後5年間で、どのように社会福祉充実事業として計画し、活用するかということです。

「2 事業計画」「事業概要」をご覧ください。

「セルフしかつ」としては、これを機会として、「セルフしかつ」の利用者のみならず障害者の家族皆さんが心配されている“親亡き後の生活”を少しでも手助けできるよう、また北名古屋市の喫緊の課題でもあります、共同生活援助、即ち、知的障害者のグループホームを建設したいと考えるものです。

まず用地の取得から始まり、そして建設工事まで、用地の取得費及び建設費として、概ね1億5,000万円程度必要であると見込んでいます。

従いまして、社会福祉充実残額の全てを、グループホームの整備事業に充てたいと考えています。

不足する分については、国・県・市補助金、金融機関等による借入れ等を充てたいと考えています。

施設は、居室が、入居者用10室・体験者用2室・世話人室2室で計14室、居間・食堂・台所・便所・浴室等の平屋建て、床面積は概ね100坪、用地面積は1反・約300坪。場所は、セルフしかつの利用者が通り易く、用地取得費ができるだけ負担にならないよう、セルフしかつの近辺で、かつ市街化調整区域で計画したいと考えています。

それでは、「2 事業計画」の「1か年度目」。まず、建設用地の取得から始まります。

建設用地の決定後、前金の支払い・開発許可申請の事務手続きも含めた施設の基本設計を進め、事業費は概ね504万5千円を見込みます。

「2か年度目」。

建設用地を取得、つまり所有権の移転後、土地の造成を行い、事業費は、前金を除いた用地取得費を合わせて、概ね3,500万円を見込みます。

「3か年度目」。

施設の実施設計・建築確認申請を進め、事業費は概ね400万円を見込みます。

「4か年度目」。施設を建設します。事業費は、建設費の前払金として、概ね4,000万円を見込みます。

「5か年度目」。共同生活援助施設・グループホームの竣工。事業費は、建設費と監督料合わせて、概ね6,500万円を見込みます。

「4 資金計画」は、それぞれの年度の財源構成が記載されており、「5か年度目」に、補助金・借入金の分として、それぞれ3,000万円を見込むものです。

以上ですが、承認後は、評議員会へ諮り、当該評議員会の承認後、所轄庁である北名古屋市へ提出して、その承認を受けることになるものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

柴田理事 土地の購入費として、300坪で3,500万円程度を見込むということは、坪当たり11万6,000円を超える位になるが、市街化調整区域でもそれ位するのか。

施設長 この近辺の田の相場は10万5,000円程と聞いています。畑だと土地の造成費を含めてもう少し高くなるので、当該金額を見込みました。

野津理事 施設建設の自己資金は、セルフしかつで用意するものなのか。

施設長 法人の資産のうち、社会福祉充実残額として計算された金額をもって、グループホームの建設に充てようというものです。

グループホーム建設に向けての土地取得を含めた総事業費として、1億5,000万円程を考えており、行政の補助金や借入金を含めて、社会福祉充実残額を活用していくもので、建物としては1億円程を見込んでいます。その資金の内訳として、自己資金4,500万円、補助金・借入金が3,000万円ずつで6,000万円を見込み、残りの部分が土地の取得費等となります。

岩越理事 社会福祉充実残額の8,904万5,000円は、今日の決算書類の中で、どこに挙がっているか。

施設長 数字としては、挙がってはいません。これまで法人運営をして積み上がってきた内部留保的な資産の中で、必要経費を差し引いた金額が計算式によって算出されたもので、今後5年間の計画を立てなければならない金額となります。

岩越理事 グループホームの建設計画を立てたのは、たまたま8,904万5,000円という残額が算出され、グループホームの建設と合致したということか。

施設長 ということになります。師勝福社会の立上げから20年、毎年、繰り越された資産のうち、計算式に当てはめて算出された金額が今回の計画に結びついています。

今回は、相当の残額が出たので、グループホームの建設を目指しますが、この計画は、毎年度、決算額が出るたびに見直す必要があります。新たに残額が算出されたら、社会福祉事業充実のための資金として、喫茶事業拡充のための増築を計画する、あるいは新しい事業を始めるなどの資金となるものです。

野津理事 資料を見ると、内部留保の額が1億6,000万円を超えているが。

施設長 この金額から将来必要な人件費などの運転資金等の経費を除いたものが、今回の社会福祉充実残額になります。将来、施設の建替えをどうするかということも問題となりますが、これから積み立てていくこととなります。今年度は、2,300万円程の予算で、屋根・外壁等の修繕を予定していますが、少しでも施設を長持ちさせ、建替えに必要な資金を積立てしていければと考えています。

議 長 他に質問はないようですので、この案に沿ってお願いします。

次に、「社会福祉法人師勝福社会評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)の制定について」及び「社会福祉法人師勝福社会役員・評議員報酬規程の一部改正(案)について」は、関連がありますので、一括して施設長から説明をお願いします。

施設長 「社会福祉法人師勝福社会評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)の制定について」説明します。

今回、協議事項として挙げたのは、評議員等の報酬関係は、「社会福祉充実計画」と同様、新しい理事会が新評議員会へ提案するということになっていますので、当日の日程上、あらかじめ説明するものです。

この議案は、社会福祉法人師勝福社会評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり定めるものです。

変更後の定款第9条第1項の規定に基づき、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものです。

第1条は、「趣旨」で、評議員及び評議員選任・解任委員に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものです。

第2条は、「報酬を支給する者及び報酬の額」で、評議員及び評議員選任・解任委員とも、日額5,000円とするものです。

第4条は、「費用弁償」で、評議員等が職務のため旅行したときは、その旅行に関して、社会福祉法人師勝福社会旅費規程に準じて、旅費を支給するものです。

附則として、この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4

月1日から適用するとともに、本年2月9日に制定した社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員報酬基準は、今後、この規程により運用されることから、廃止するものです。

続きまして、「社会福祉法人師勝福社会役員・評議員報酬規程の一部改正(案)について」説明します。

今回、協議事項として挙げたのは、役員の報酬関係は、前二つの協議事項と同じく、新しい理事会が新評議員会へ提案するということですので、当日の日程上、あらかじめ説明するものです。

この議案は、社会福祉法人師勝福社会役員・評議員報酬規程の一部を別紙のとおり改めるもので、従来からの役員及び評議員に関する報酬規程を一部改正することにより、変更後の定款第23条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関する規程に特化し、必要な事項を定めるものです。

まず、題名を「社会福祉法人師勝福社会役員の報酬及び費用弁償に関する規程」に改めるものです。

第1条(趣旨)は、この規定の対象者中「評議員」を削除するものです。

第2条も第1条同様、対象者の中から「評議員」を削除するとともに、施設長たる理事の報酬は、職員としての給与を支給する旨、条文を加えるものです。

なお、報酬の額は、今までどおり、理事長は月額3万円。その他の理事・監事は、日額5,000円です。

第4条(費用弁償)は、役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する旨、当該旅費は、旅費規程に基づき支給するものです。

第5条(公表)は、社会福祉法第59条の2第1項第2号による報酬等の支給基準の公表に当たり、この規程をもって公表する旨、定めるものです。

附則といたしまして、この規程は、平成29年6月27日、つまり定時評議員会の日から施行するものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

理事 …

議長 質問はないようですので、この両案に沿って進めさせていただきます。

次に、「喫茶室の営業状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局 「ふれあい喫茶 セルフしかつ」営業状況について」報告します。

「ふれあい喫茶 セルフしかつ」については、今年の4月4日から、毎週水曜日の営業から、祝日や特別な日を除いた毎日の営業に拡充して営業しているところです。

その4月から本年3月末までの1年間の営業状況を報告します。

「2 営業日数」は、235日でした。

「3 営業結果」のうち、来客数＝飲物の注文数は3,697杯、1日当たり15,73杯で、1年間の売上金額は76万4,100円、うちチケットによる支払いは1,576枚の31万3,550円で、差引き45万550円の売上げでした。

チケットの売上は、2,000円のチケットが62枚、1,800円のチケットが115枚の計177枚で、33万1,000円の売上げでした。

過去の実績は、概ね1月当たり100杯の1万5,000円弱でしたので、約4.38倍の売上げとなりました。

なお、原価は、珈琲の豆・その他飲物・食パン・ケーキ材料・お手拭等の消耗品で、合わせて、原価率は36.8%となりました。

「(4)クッキー等」。これはふれあい喫茶の中だけの売上げですが、200円のクッキーが257袋、100円のクッキーが153袋で、計6万6,700円。プレーンケーキ、開店時の粗品用で作成したケーキを販売用にしましたが、100円23袋で、2,300円。ラスク、保存してある手作りケーキの賞味期限が間近なものをラスクに加工したのですが、100円129袋で、1万2,900円。合計8万1,900円の売上げでした。

喫茶とクッキー等を合わせて、ふれあい喫茶の売上げは、86万3,450円となりました。

因みに、クッキー等全体の売上げは、200円のクッキーが1,751袋、100円のクッキーが1,043袋で、計45万4,500円。ラスク100円220袋で、2万2,000円。総合計47万6,500円の売上げとなりました。

過去の実績は、概ね年間で42万円前後でしたので、大凡15%弱の売上げの伸びとなりました。

なお、原価としては、原材料、クッキー用袋、シール等の消耗品、販売委託料で、合わせて、原価率は60.4%でした。

売上げが伸びた要因としては、① 喫茶を毎日営業したことによる宣伝効果、② ラスクという新製品が加わったことだと考えています。

お客さんがもっと増えるよう、これからも工夫を重ねてまいりたいと考えていますので、理事の方々のご支援をお願いします。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

理 事 …

議 長 質問はないようですので、これからもよろしくお願いします。

議事以外のことで質問・意見等ありますか。

理 事 …

議長 ないようですので、何かありましたら、事務局へ申し付けください。
事務局からありますか。

施設長 行事予定として、

- ・ 6月4日（日）午前10時～午後2時 セルプしかつ祭 於；セルプしかつ
- ・ 5月30日（火）午前10時 セルプしかつ祭で販売する予定の玉葱の収穫
於；セルプしかつ
- ・ 6月27日（火）午後1時30分 定時評議員会 於；セルプしかつ
定時評議員会終了後 新理事会 於；セルプしかつ
新理事会終了後 評議員会 於；セルプしかつ

議長 他に意見等はないようですので、本日の理事会はこれで閉会します。

（閉会 午前11時30分）

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

理事長 大 口 正 文

監 事

監 事